



27後第1148号-2
平成28年 2月 1日

島牧郡島牧村字泊83-1
島牧村長
藤澤 克 殿

後志森林管理署長

印

国有林野使用許可書

平成27年12月22日付けで申請のあった当署所管の国有林野の使用については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

なお、本許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、本許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道森林管理局長（許可者が森林管理局長にあっては、林野庁長官）に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件（以下「使用許可物件」という。）は、次のとおりとする。

(1) 所在地 島牧郡島牧村賀老 後志森林管理署 3392ろ・は・に、3393ろ、3396ほ・と・イ
3397い・ろ、3398い・ろ・イ 林小班

(2) 面積 34.8116 ha

（指定用途）

第2条 使用を許可された者（以下「事業者」という。）は、使用許可物件を国有林野使用許可申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	面 積	用 途	面 積
C A T 走行ルート	3.7346 ha	滑走ルート④	9.4005 ha
滑走ルート①	7.1300 ha		
滑走ルート②	4.7530 ha		
滑走ルート③	9.7935 ha	計	34.8116 ha

2 事業者は、使用許可物件を次に掲げる用に使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 事業者は、やむを得ない事情により第1項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を森林管理署長に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定期日）

第3条 事業者は、使用許可物件を平成28年2月5日までに前条第1項に定める用途に供さなければならぬ。

（使用許可期間）

第4条 使用を許可する期間（以下「使用許可期間」という。）は、平成28年2月5日から平成28年4月20日までの76日間とする。

2 事業者は、前項の使用許可期間の更新を受けようとするときには、使用許可期間が満了する日の2カ月前までに書面をもって森林管理署長に申請しなければならない。

（使用許可期間の更新の制限）

第5条 森林管理署長は、前条第2項の定めにより使用許可期間の更新申請があつた場合において、事業者が次の各号に該当する場合にはこれを許可しないものとする。

(1) 国有林野若しくはその産物の売り払い代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納している場

合

- (2) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していない場合
- (3) 国有林野の管理及び処分に関して係争中であるなど事業者として適当でないと認められる場合
- (4) 国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通知）の第7の2に定める審査基準に適合しないと判断される場合。

(許可使用料)

第6条 許可使用料は、第2条に定める用途に応じた使用許可物件の時価を基とした価格に森林管理署長の定める料率を乗じて算定した次に掲げる年額とする。

年 次	期 間	許 可 使 用 料
第1年次	自 平成28年 2月 5日 至 平成28年 4月20日	金 58, 218 円
第2年次	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円
第3年次	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円

(許可使用料の納付)

第7条 前条に定める許可使用料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納入しなければならない。

年次	期 間	許 可 使 用 料	納 付 期 限
第 一 年 次	自 平成28年 2月 5日 至 平成28年 4月20日	金 58, 218 円	納入告知書による
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
第 二 年 次	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
第 三 年 次	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	円	

2 事業者は、納付期限までに許可使用料を納入しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数について、年5%の割合により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 事業者は、第1項の納付期限までに許可使用料を納付していない場合において、使用許可物件の返還について意思表示を行ったとき、又は第19条の規定により許可が取り消されたときは、許可使用料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 事業者が許可使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が許可使用料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当するものとする。

(許可使用料の改定)

第8条 森林管理署長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により許可使用料の算定方法を改正したときは、第6条の規定にかかわらず、将来に向かって許可使用料を改定することができる。

この場合、事業者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 森林管理署長は、違算その他正当な理由により第6条に規定する許可使用料が不相当であると認められるときは、その具体的な理由を事業者に示し、第7条の規定により納付した許可使用料との差額分について追加支払いを求め、又は還付することができる。

この場合、事業者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(許可使用料の還付)

第9条 事業者は、第19条第3号の規定により許可を取り消された場合を除き、第7条の規定により納付した許可使用料の還付を請求することができない。

(転貸等の禁止)

第10条 事業者は、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

- (1) 使用許可物件又はこれに設置した施設の一部を第三者に貸し付けること。
- (2) 使用許可物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設置すること。

(実地調査等に係る義務)

第11条 森林管理署長は、使用許可物件につき、隨時、実地に調査し、使用・管理状況（状況写真を含む。）その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができるものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第12条 事業者は、森林管理署長の指示に従い、使用許可物件の区域を明らかにした境界標及び標識を

設置し、その保全に努めなければならない。

(使用許可物件の維持保全義務)

第13条 事業者は、常に善良な管理者としての注意をもって使用許可物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 使用許可物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 使用許可物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。
- (3) 使用許可物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。
- (4) 使用許可物件に設置した施設の屋根、壁面及び扉並びに橋、鉄塔、その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 事業者は、使用許可物件の現状の変更、工作物の設置その他の行為をすることについての関係行政の許認可等に条件が付されている場合は、その条件を遵守しなければならない。

(立木の保護義務)

第14条 事業者は、使用許可物件にある立木（許可後に天然に生じたものを含む。）を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第2条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、森林管理署長の承認を受けて除去ができるものとする。

(災害等の防止義務)

第15条 事業者は、使用許可物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理署長に届け出るとともに、使用許可物件及びその周辺の国有林野（使用許可物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び使用許可物件の維持保全のために施設の措置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設の設置、その他適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき（第13条又は第14条の定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。）は、森林管理署長の指示に従わなければならない。

3 事業者は、森林管理署長から第1項に定める措置を講ずるよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第16条 事業者は、第2条に定める用途が使用許可物件又はこれに設置する施設（第4項において「使用許可物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、使用許可物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき（第13条から第15条までの定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。）は、森林管理署長の承認を受けなければならない。

3 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 事業者は、使用許可物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、使用許可物件等を利用する第三者又は使用許可物件に損害（当該使用許可物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 事業者は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

(原状回復義務)

第17条 事業者は、第2条に定める用途に供することを取り止めたときは、使用許可物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で第4条に定める使用許可期間が満了する日までに使用許可物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けたときは、使用許可期間が満了した日の翌日から使用許可物件を返還した日までの日数に応じて使用許可料を日割りした額を使用許可料相当額として森林管理署長に支払わなければならない。

2 事業者は、第19条の規定により使用許可が取り消され若しくは第5条の規定により使用許可の更新申請が不許可とされ第4条に定める使用許可期間が満了したときは、使用許可物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で森林管理署長の指定する期日までに使用許可物件を返還しなければならない。

3 森林管理署長は、その必要がないと認めたときは、前2項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができるものとする。

4 森林管理署長は、使用許可物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、事業者の形質変更行為に起因して土砂の崩壊又は流出等の災害及び国の所有に属する立木に被害が発生するおそれがあると認められるとき、又は緑化植栽木等の活着状況及び生育状況を一定期間経過観察する必要があると認められるときには、瑕疵担保責任に係る協定書を事業者と締結した上で、原状回復義務の履行状況について確認を行うものとする。

5 森林管理署長は、事業者が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、事業者の負担においてこれを行うことできるものとする。

(森林管理署長等の一時使用)

第18条 事業者は、森林管理署長又は森林管理署長の承認を受けた者が、使用許可物件を一時使用する必要がある場合は、事業者の使用目的を害しない限りこれを拒んではならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第19条 森林管理署長は、次の各号に該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことができるものとする。

(1) 事業者が許可条件に違反したとき。

(2) 事業者が国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納しているとき。

(3) 森林管理署長が使用許可物件を公用、公共用等の用に供する必要があるとき。

(4) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(8) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(損害賠償等)

第20条 事業者は、その責に帰すべき事由により使用許可物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 事業者は、前項に掲げる場合のほか、本許可書に定める義務を履行しないため森林管理署長に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 事業者は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年5%の割合により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。

(損害賠償額の予定)

第21条 事業者は、使用許可を取り消され又は使用許可の継続申請を不許可とされ使用許可期間が満了したにもかかわらず、第17条に定める原状回復義務を履行することなく使用許可物件の占有を継続している場合には、使用許可を取り消された日又は第4条に規定する使用許可期間が満了した日の翌日以降1年ごとの無権原使用期間につき第5条に定める許可使用料の1.5倍に相当する額を損害額として賠償しなければならない。

ただし、無権原使用期間が1年に満たない場合にあっては、当該無権原使用期間に応じて第6条に定める許可使用料の1.5倍に相当する額を日割りした額を損害額として賠償しなければならない。

2 事業者は、使用許可を取り消され又は使用許可の継続申請を不許可とされ使用許可期間が満了したことに伴い、使用許可物件を返還する場合には、第17条の規定により使用許可物件に付属させた物件の収去及び収去跡地の緑化植栽を行うとともに、使用許可を取り消された日又は第4条に規定する使用許可期間が満了した日の翌日から使用許可物件を返還した日までの日数に応じて第6条に定める許可使用料を日割りした額を損害額として賠償しなければならない。

3 事業者は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年5%の割合により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 事業者は、使用許可を取り消され又は使用許可の継続申請を不許可とされ使用許可期間が満了したときは、使用許可物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求をしないものとする。

(疑義の決定)

第23条 本許可書に規定する条件に關し、疑義のあるときその他使用許可物件の使用について疑義を生じたときは、すべて森林管理署長の決定するところによるものとする。

(その他)

第24条 使用を許可された者は、前条までに定めるもののほか、別紙「使用許可に当たっての特約事項」の定めるところにより、狩場山CATスキーツアー事業の管理運営に当たらなければならない。

